○国土交通省告示第千二百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年十一月六日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷、字堂ノ尾、字出口、字椿、字椿下、字原、字塩入黒田、字平川、字刈筆、字大潟、字越之下、字川口、字坪山迫、字坊主越及び字堂階、高江町字上、字諏訪山畔、字川骨、字田中、字東城、字寺前、字野首及び字宇都、宮里町字池尻、字永野、字竿立、字川幡、字會下、字石踊、字車田、字永原、字島田、字福田、字西郷、字深稲葉、字大谷、字谷口、字所ヶ鼻、字高原、字石水、字田平及び字綿打川、青山町字下木場、字二瀬川、字寺茂、字上新田、字杉安、字中川、字堀之内、字兎田、字大山、字山仁田及び字原田並びに都町字本領、字山口、字霜月田及び字中山地内

２　使用の部分　鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷、字堂ノ尾、字出口、字椿下、字原、字塩入黒田、字平川、字刈筆、字大潟、字越之下、字川口、字坪山迫、字坊主越及び字堂階、高江町字上、字諏訪山畔、字川骨、字田中、字東城、字寺前及び字宇都、宮里町字池尻、字永野、字竿立、字會下、字石踊、字車田、字永原、字島田、字福田、字西郷、字深稲葉、字谷口、字所ヶ鼻、字高原、字石水、字大谷、字田平及び字綿打川、隈之城町字永野、青山町字下木場、字二瀬川、字寺茂、字上新田、字杉安、字中川、字兎田、字大山、字山仁田及び字原田並びに都町字本領、字山口及び字霜月田地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県薩摩川内市水引町字草道地内の川内インターチェンジ（仮称）から同市都町字中山地内の薩摩川内都インターチェンジまでの延長10.2㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道３号（南九州西回り自動車道。以下「本路線」という。）は、八代市を起点とし、水俣市、出水市、阿久根市、薩摩川内市等を経由して鹿児島市に至る延長約140㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する薩摩川内市は農水産業が盛んな地域であり、農産品としては、きんかんの栽培、水産品としては、うなぎの養殖等が行われ、鹿児島市経由で関東地方等に出荷されている。

しかしながら、薩摩川内市にはこれらの物流等を担う主要幹線道路が一般国道３号しかないことから、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、物流による通過交通と地域住民等による地域内交通とがふくそうしており、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、薩摩川内市上川内町地内で21,116台／日であり、混雑度は1.95となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線（川内道路・鹿児島道路）等と一体となって薩摩川内市と鹿児島市等とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成17年12月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年４月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているミゾゴイ、チュウヒ及びチワラスボ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウラナミジャノメ、メダカ等の生息が確認されている。オオタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境は計画路線の周辺に広く残されることなどから、ミゾコイ及びチュウヒについては、生息環境が計画路線から離れていることから、影響は極めて小さいと評価されている。ウラナミジャノメについては、同様の生息環境は計画路線の周辺に広く残されることなどから、チワラスボ及びメダカについては、計画路線は生息範囲を高架で通過することなどから、影響は極めて小さいと評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているヒナヒゴタイ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているサツマシダ、ナンゴクカモメヅル、キエビネ、ムカゴサイシン及びアオカズラ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスズメハコベ、キンラン、ナギラン等の生育が確認されている。ヒナヒゴタイ、キエビネ、アオカズラ、スズメハコベ、キンラン及び